

業務委託共通仕様書等の改正について

1 概要

「行政手続の見直し方針」に基づき提出書類への押印を廃止することとしたため、業務委託共通仕様書及び設計業務照査要領の関係書類様式等を改正する。

2 改定の内容

- 1) 各関係書類様式における受注者側からの押印は、一部の例外を除き、すべて廃止する。
記名によるものを有効とするが、「承諾」については署名するものとする。
- 2) 「第三者照査等結果報告書」の第三者は署名するものとする。
- 3) 監督員は「照査項目一覧表」の表紙に署名するものとする。

3 適用

令和3年4月1日以降の静岡県交通基盤部発注業務委託
(既契約業務及び令和3年4月1日以降に契約する業務)

4 その他

最新版の業務委託共通仕様書及び設計業務照査要領は、工事検査課DBと工事検査課ホームページで電子データ(PDF版)を公表する。